平成２８年（フ）第６２４号
京都市伏見区下鳥羽北円面田町155　クレセント21　201号、住民票上の住所大阪府高槻市須賀町43番20号
債務者　篠原　靖典
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第６２９号
京都府京田辺市三山木見尊田６番地１　アメニティコート108号
債務者　西口　　涼
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第６３０号
京都府宇治市槇島町大川原35番地の５　府営住宅槇島大川原団地２棟301号
債務者　金治　正信
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第６３３号
京都市山科区東野北井ノ上町１番地６　大翔第一ビル406
債務者　南　　孝広
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第４４９号
堺市南区高倉台２丁26番13号　神愛ハイツ202号
債務者　廣岡　一彦
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１６８号
岩手県岩手郡雫石町寺の下48番地４
債務者　佐々木麻衣
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第２６号
新潟県上越市大字安江63番地７　メゾン・ローザ105号
債務者　天達　直彦
1　決定年月日時　平成28年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２８年（フ）第１２６号
奈良県生駒郡三郷町立野北１丁目28番17―301号
債務者　西谷　正信
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第１２７号
奈良県生駒郡三郷町立野北１丁目28番17―301号
債務者　西谷　眞弓
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第１３３号
奈良市西大寺本町４番26―102号
債務者　島田　末彦
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第１６３号
奈良市八条５丁目437―８　医療法人宝山会奈良小南病院、住民票上の住所大阪市鶴見区今津南１丁目４番31―401号
債務者　小田　恭正
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第１６８号
奈良市川上町281番地　ケアハウス万葉、住民票上の住所奈良市奈良阪町2446番地
債務者　木原　基惠
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第５３号
香川県仲多度郡多度津町大字庄230番地１　コトブキ荘２号
債務者　黒木　　浩
1　決定年月日時　平成28年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２８年（フ）第５４号
香川県仲多度郡多度津町大字庄230番地１　コトブキ荘２号
債務者　黒木百合子
1　決定年月日時　平成28年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２８年（フ）第５７号
香川県仲多度郡多度津町幸町２番43―206号
債務者　林　　真衣（旧姓日浦）
1　決定年月日時　平成28年７月13日午前10時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２８年（フ）第６０号
香川県善通寺市大麻町178番地アーバンライフＴＨＥ　Ａ―105
債務者　臼杵　利恵（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成28年７月13日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
高松地方裁判所丸亀支部